「ウイルスバスター 2001」のご使用前に必ずお読みください

下記の使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様とトレンドマイクロ株式会社との間の契約です。「ウイルスバスター 2001」（以下「本ソフトウェア」といいます）をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたことになります。本契約の条件に同意できない場合は、お買い上げ後90日以内に、未使用の本ソフトウェアに領収書を添えて本ソフトウェアをお買い上げになった販売店までにお戻しください。本ソフトウェアの代金をお返しいたします。

使 用 許 諾 契 約 書

第１条　使用権の許諾

トレンドマイクロ株式会社は、本契約記載の条件に従い、本ソフトウェアに関し、日本国内における以下の非独占的かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

1. 本ソフトウェアの１コピーのみを、一台のコンピュータ・ハードウェアおよび一オペレーティングシステムへインストールし、当該コンピュータ・ハードウェア上で使用する権利。ただしお客様は、本ソフトウェアをサーバ・ハードウエアへインストールし、サーバ・ハードウェア上の本ソフトウェアをクライアント・ハードウェアによって使用することはできないものとします。また、複数のコンピュータ・ハードウェア上で本ソフトウェアを使用する場合、同時に使用しない場合であっても、使用するコンピュータ・ハードウェアの台数と同じコピー数の使用許諾を必要とします。
2. 本ソフトウェアの保存のみを目的として、１コピーに限り本ソフトウェアのバックアップ・コピーを作成する権利。

第２条　著作権等

1. 本ソフトウェア及びマニュアルに関する著作権、特許、商標権、ノウハウ及びその他のすべての知的所有権はトレンドマイクロ株式会社へ独占的に帰属します。
2. お客様は、トレンドマイクロ株式会社の書面による事前の承認を得ることなく、本ソフトウェア及びマニュアルを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェア及びマニュアルに担保権を設定することはできないものとします。加えて、お客様は、トレンドマイクロ株式会社の書面による事前の承認を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的又は付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアにつき、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロ株式会社は当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

第３条　保証及び責任の限定

1. トレンドマイクロ株式会社は、本ソフトウェア、マニュアルもしくは第４条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、トレンドマイクロ株式会社は、本ソフトウェア及びマニュアルの機能もしくはサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェア又はマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故及び誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。なお、お客様が使用権の対価を支払うことなく体験版として本ソフトウェアを使用される期間内においては、トレンドマイクロ株式会社は、本ソフトウェアに関して前記記載の保証を行わないものとします。
2. 前項第一文の規定にもかかわらず、トレンドマイクロ株式会社は、第４条第１項記載のユーザ登録を行ったお客様に対し、「新種ウイルス対策補償制度」に規定されるサービスを提供します。
3. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェア・プログラム（本ソフトウェアを含むがこれに限られない）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェア又はマニュアルの使用もしくはサポートサービスに起因してお客様又はその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害及び逸失利益に関してトレンドマイクロ株式会社は一切の責任を負いません。本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロ株式会社がお客様又はその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の 100% を上限とします。
4. 本ソフトウェアに関してお客様とトレンドマイクロ株式会社が合意する契約条件の中に本条項と矛盾する条件が存在する場合、本条項の規定がつねに優先するものとします。

第４条　サポートサービス

1. トレンドマイクロ株式会社は、同社が定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、当該ユーザ登録の日から１年を経過するまで本ソフトウェアに関する以下の技術サービスを提供いたします（以下「サポートサービス」といいます）。当該１年間の経過後、お客様はトレンドマイクロ株式会社と別途有償のサポート契約を締結することによって引き続きサポートサービスの提供を受けることができます。以上の規定にもかかわらず、サポートサービスは、①日本語対応のオペレーティング・システム・ソフトウェアとともに使用されている本ソフトウェアの場合にのみ提供されるものとし、かつ、②お客様が使用権の対価を支払うことなく体験版として本ソフトウェアを使用される期間内においては提供されないものとします。
   (a) 本ソフトウェアに生じた不具合の回避を目的とし、お客様からの問い合わせに対して電子メール、電話又はファックスを介して行われる情報の提供
   (b) ウイルス解析に関する情報の提供
   (c) 本ソフトウェアに関するパターンファイルのアップデート版の提供
2. サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロ株式会社の義務は、前項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロ株式会社は、同社が定める手続に従ったユーザ登録を行っていないお客様に対してサポートサービス提供の義務を負わないものとします。

第５条　契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロ株式会社は本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア及びマニュアルを一切使用することができません。
2. お客様は、本ソフトウェア、マニュアル及びそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、ライセンス対価は返還いたしません。
3. 本契約が終了するか又は解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、マニュアル及びそのすべての複製物をトレンドマイクロ株式会社へ返却するか又は破棄するものとします。

第６条　一般条項

1. お客様は、トレンドマイクロ株式会社の書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。理由の如何を問わず、トレンドマイクロ株式会社からお客様へ通知、郵送及びその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含みますが、これに限られません）、当該通知、郵送及びコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
2. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロ株式会社との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。
3. 本契約は、日本国法に準拠するものといたします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

トレンドマイクロ株式会社
東京都渋谷区代々木 2-2-1 小田急サザンタワー 10F

P/N VB2001-DA0102